

2020 年度
事業計画書

2020年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

2020 年度(令和 2 年度) 事業計画

評価機構は、定款に基づき、中立的・科学的な第三者機関として、医療の質の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業など種々の公益目的事業を総合的に実施している。

2020 年度は、新しく策定した中期事業計画(2018~2022)の3年度目であり、目標達成状況の確認を行いつつ、更なる医療の質・安全の向上を支援する事業を積極的に進める。また、将来を見据えた新しい事業の検討、ITやAIを活用した支援事業の展開、国際的な情報交換や連携など、常に社会の動きを視野に入れながら、使命感を持って事業活動を展開する。

この事業計画は、定款第4条の事業に沿って記載している。

- 【1】 医療機能の評価等に関する事業
- 【2】 産科医療補償制度に関する事業
- 【3】 EBM 医療情報に関する事業
- 【4】 医療事故防止に関する事業
- 【5】 認定病院患者安全推進に関する事業
- 【6】 教育研修に関する事業
- 【7】 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【1】 病院機能評価事業

2018 年度より運用を開始した病院機能評価 3rdG : Ver. 2.0 の更なる充実を図るとともに、2022 年 4 月からの改定を目指して、評価項目・評価方法を検討する。また、病院の自主的に継続した質改善活動を支援するために、改善支援セミナーやサーベイヤーパー派遣、相談会の拡充、認定取得後の質改善支援を充実させる。

I. 病院機能評価

1. 2020 年度受審目標数

(1) 本審査(主たる機能)*

未受審病院に対する受審意向調査の結果や更新対象病院の更新率、特例措置の適用による受審時期のずれなどを踏まえ、**新規 50 病院、更新 400 病院、合計 450 病院**を目標とする。

*病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する。

(2) 本審査 (副機能)*

2019年度実績等を踏まえ、100病院を目標とする。

*主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時または後日追加して受審することが出来る。副機能の受審は任意である。

(3) 高度・専門機能評価*

更新対象病院数等を含めて、20病院を目標とする。

*高度・専門機能評価には、「救急医療・災害時の医療」、「リハビリテーション (回復期)」がある。認定病院または審査中の病院の、より充実した機能を評価する。

2. 受審病院に係る審査等への対応 (評価事業審査部)

(1) 本審査

- ・本審査 450病院 (うち一般病院3は21病院)
- ・補充的な審査 135件

(2) 再審査および確認審査

23病院

(3) 高度・専門機能評価

20病院

(リハビリテーション (回復期) 14)

(救急医療・災害時の医療 6)

(4) 医療安全審査

前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要項第21別紙3に該当し、かつ①、②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ① 日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ② 認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

(5) 会議の開催

- ・評価委員会 12回 評価結果と認定の判定
- ・評価部会 36回 審査結果報告書の検討 (一次24回、二次12回)
- ・患者安全部会 4回 医療安全審査
- ・2021年度に向けた委員・部会員の委嘱を行う。

3. 病院機能評価データブックの作成

病院機能評価を受審し、2019年度に認定の判定を決定した病院のデータを取りまとめて病院機能評価データブックを作成する。

II. 病院機能改善支援

病院の継続的な質改善活動を支援するために、次の施策を実行する。

1. 受審病院の確保対策

(1) 新規病院確保

受審意向アンケート等の結果を活用し、受審意向に応じた個別的な支援を実施する。また、病院のデータベースを充実させるなど、新規確保に向けた活動の体制を強化する。さらに、医療関係団体との連携を強化し、新規病院の確保に努める。

(2) 更新辞退率の抑制

適切な時期に更新病院に関与することにより更新辞退率の抑制を図る。具体的には、更新辞退率 13% を目標に、受審後 3 年目の期中の確認前後の支援を強化する。

2. 病院機能評価受審に関する支援

(1) 改善支援セミナーの開催

受審病院のニーズに応じたセミナーを実施する。

- ・改善支援セミナー（総合） 2 回（東京, 福岡） web 配信
- ・改善支援セミナー（一般病院 3） 1 回（東京） web 配信
- ・改善支援セミナー（看護） 1 回（東京） web 配信
- ・改善支援セミナー（事務） 1 回（東京） web 配信
- ・改善支援セミナー（診療, 看護） 2 回（東京） web 配信
- ・体験型病院機能評価見学会 2 回

・都道府県の医療関係団体、各種学会との連携を強化し、地域でのセミナーを開催する（滋賀、静岡等で 8 回予定）。

(2) 相談会の充実

相談会を各地域で開催し、個別相談の時間を増やすなどきめ細かな支援を実施する。

- ・年間 13 回（うち一般病院 3 は 2 回）
- ・開催地：東京、愛知、大阪、岡山、福岡

(3) 支援ツールの拡充

ア、動画コンテンツの充実

精神科病院での受審を検討している病院等に対して、病院機能評価について理解を促進する動画を作成し、配信する。

イ、ホームページへの専用ページの追加

新規受審病院や更新病院の新担当者等が必要な情報に容易にアクセスできるようホームページに専用ページを追加する。

(4) サーベイヤー派遣

訪問審査と合わせた月の実施上限 50 病院を目処にサーベイヤー派遣の募集を再開し、年間 60 病院（うち一般病院 3 は 15 病院）の支援を実施する。

3. 認定取得後の質改善活動を促進するための支援

(1) 患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラム

調査で得られた好事例を病院間で共有し、調査結果を分析することにより、病院の継続した自主的な質改善活動を支援する。

- ・患者満足度・職員やりがい度調査およびベンチマークシステムの提供
(ベンチマーク期間：2 回)
- ・活用支援セミナーの開催 2 回
- ・病院の取り組み事例報告等の情報提供 2 回
- ・年報の発行

2020 年度は、参加病院数 280 を目指す（参考：2019 年度の参加病院数は 205）。

(2) 医療安全文化調査活用支援プログラム

患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラムのシステムを医療安全文化調査に展開し、医療安全文化調査の結果を用いた医療安全活動の推進を支援する。

- ・医療安全文化調査およびベンチマークシステムの提供
- ・活用支援セミナーの開催 1 回
- ・病院の取組み事例報告等の情報提供 1 回
- ・年報の発行

4. 広報活動

(1) 病院に向けた広報

認定病院の改善事例紹介（Improve）を年 3 回（9 月、11 月、3 月）発行する。

(2) 地域の病院および患者・家族に向けた広報

2018 年度に作成した「病院広報誌特別版テンプレート」を認定病院に提供し活用を促す。また、病院が広報した事例を認定病院間で共有する仕組みを構築する。

(3) 患者・家族に向けた広報

一般広報誌等への広告掲載を検討する。

Ⅲ. 評価調査者（サーベイヤ）養成

1. 評価方法、評価項目改定に伴うサーベイヤへの教育

- ・ 高度・専門機能を担当するサーベイヤ向け研修会（2回）の実施
- ・ 新規サーベイヤ向け OJT の実施

2. 継続研修の強化

- ・ ブラッシュアップ研修会（3回）の実施
- ・ サーベイヤフォーラム（1回）の開催
- ・ 一般病院3の担当者および新たに担当するサーベイヤ向け研修会（1回）の実施
- ・ サーベイヤが希望するテーマによる研修会（3回）の実施

3. 新規サーベイヤの確保

- ・ 90名程度のサーベイヤを新規に養成
- ・ 新規サーベイヤ向け OJT の実施
- ・ OJT 修了者を対象としたフォローアップ研修会（2回）の実施

4. サーベイヤの再委嘱手続き

- ・ 委嘱手続きの実施と事務改善

5. 会議の開催

- ・ サーベイヤ選考部会（評価事業運営委員会の部会、2回）
- ・ サーベイヤ研修部会（評価事業運営委員会の部会、2回）
- ・ 2021年度に向けた部会員の委嘱を行う。

Ⅳ. 病院機能評価に関する研究開発

1. 病院機能評価の改定

以下を中心に評価項目・評価方法の検討を行い、解説集作成、試行調査、審査資料見直し、システム改定、サーベイヤ養成を行って、2022年4月からの改定を目指す。また、改定に合わせて受審料の見直しを検討する。

（1）一般病院3の評価方法の他種別への導入の検討

一般病院3で新たに導入したカルテレビュー、医療安全ラウンド、病院幹部面談等の評価手法について、病院の機能に応じ他の種別にも導入することを検討する。

(2) 事務管理領域の見直し

2019年度に実施する「事務管理サーベイヤ意見交換会」での意見等を参考に事務管理領域の見直しを検討する。

(3) IAP 指摘事項への対応

IAP の指摘事項(リスク管理の評価強化等)について、対応可否を検討し必要な改定を行う。

(4) 実際の運用や医療情勢の変化を踏まえた見直し

Ver. 2.0 運用開始後の実際の運用を通じて明らかとなった課題や一般病院3で新たに導入した評価手法の有効性、行政の動向を含めた医療情勢の変化、各関係団体からの要望等を踏まえた見直しを行う。

2. 地域の医療提供施設および病院との連携を重視した新たな評価の検討

病院と密接な関わりのある施設(介護医療院、老人保健施設、診療所、保険薬局等)を一体として評価する仕組みなどを検討するために、介護医療院の現況について調査研究を行う。

3. 一般病院3 特定機能病院承認要件化への対応

(1) 改正政省令への対応

政省令改正に伴い必要な対応を行う。

(2) 条件付き認定の再検討

C評価中項目が残った状態で認定する「条件付き認定」について、厚労省検討会で疑問視する意見があったことから、一般病院3における運用等を再検討する。

(3) 受審病院アンケートの実施

一般病院3 受審病院へのアンケートを実施する。

4. 会議の開催

- ・評価項目改定部会(評価事業運営委員会の部会) 7回
- ・事務管理領域検討分科会(仮称) 7回
- ・地域医療検討勉強会(仮称) 5回
- ・高度・専門機能検討分科会(救急) 1回
- ・高度・専門機能検討分科会(回リハ) 1回
- ・2021年度に向けた部会員等の委嘱を行う。

【2】産科医療補償制度運営事業

一部厚生労働省補助事業（原因分析・再発防止）

2020年度予算額 100,581千円

産科医療補償制度は、2009年(平成21年)1月の制度開始から12年目を迎え、安定的に事業運営を行っている。

2020年度は、引き続き安定的かつ効果的な事業運営を行うとともに、原因分析報告書およびその作成プロセス、再発防止報告書の一部改定を行うなど、更なる改善を目指して取り組む。また、これまでの事業運営を通じて見えてきた補償対象基準の課題等については、引き続き本制度の関係者とも協力しながらその解決策を検討する。

1. 加入分娩機関

全国の分娩機関の制度加入状況は、表1のとおりである。

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率 (%)
3,214	3,211	99.9

(分娩機関数は日本産婦人科医会および日本助産師会の協力等により集計)

2. 周知・広報等の実施

本制度の補償申請期限は、児の満5歳の誕生日であることから、補償申請が出来なくなる事態が生じないように、継続的に周知を行う。2020年は、2015年の制度改定後、初めて改定後基準で審査する2015年出生児が補償申請期限を迎えることから、分娩機関、関係学会・団体、自治体の協力のもと脳性麻痺児と係わる関係者に対し効果的な周知を行う。

また、産科医療補償制度ニュースの発刊や2019年9月に公表した本制度の補償対象児の看護・介護の実態に関する調査結果について、関係学会・団体の学術集会等を通じて看護・介護サービスに携わる関係者に対し周知を行う。

3. 審査・補償の実施

補償申請された事案について速やかに審査を行い、補償対象事案は児に迅速に補償金が支払われるよう、引き続き運営していく。

制度開始以降の審査件数および審査結果の累計は、表2のとおりである。

表2 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計 (2020年1月末現在)

	審査 件数	審査結果			
		補償対象	補償対象外		継続審議
			補償 対象外	再申請可能※	
総計	3,935	2,951	928	47	9

※現時点では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの。

(参考) 審査が終了した児の生年ごとの審査件数および審査結果 (2020年1月末現在)

児の生年	審査件数	審査結果	
		補償対象	補償対象外
2009年	561	419	142
2010年	523	382	141
2011年	502	355	147
2012年	517	362	155
2013年	476	351	125

※2014年出生児の補償対象件数は、2020年1月末現在で323名。

4. 原因分析の実施

(1) 原因分析報告書の作成

2020年1月末現在で、2,558件の報告書を作成し送付している。これまでに実施した報告書作成の迅速化・効率化の取組みにより、作成期間は当初の目標である概ね1年に短縮できており、引き続き安定的な運営を行う。また、読み易さや業務効率向上等の観点から報告書の記載内容や作成プロセスについて見直しを行い、改定案が取りまとまったことから、これを実施していく。

(2) 分娩機関への支援強化

原因分析報告書において、分娩機関がその診療行為等に関して同じ指摘を複数回受けた場合には、専門家集団である日本産婦人科医会等と連携し、分娩機関による再発防止策の策定や実施に対して支援を行い、実効性のある改善に向けた取組みを促進する。

(3) 原因分析報告書等の公表・開示

原因分析報告書要約版（個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない）の本制度ホームページでの公表および原因分析報告書全文版（マスキング版）、産科制度データの産科医療の質の向上に資する研究のための開示を通じて、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図る。

5. 産科医療の質の向上に向けた再発防止の実施

(1) 再発防止に関する報告書の取りまとめ

2019年12月までに公表された2,527事例の原因分析報告書をもとに、「第11回 再発防止に関する報告書」の取りまとめを行い、2021年3月に公表する予定である。

(2) 「産科医療関係者に対する提言」等の効果的な発信

再発防止に関する報告書で取りまとめた「産科医療関係者に対する提言」について、産科医療関係者への浸透を図るため、第9回再発防止に関する報告書で取上げた「胎児心拍数陣痛図」における紹介事例を掲載したリーフレットを作成した。2020年度も報告書に加えてこうした情報発信を継続して行うことにより、産科医療の質の向上を図る。

【3】EBM 医療情報事業 EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業：2020年度予算額156,863千円

EBM普及推進事業は、診療ガイドラインを尊重した診療がわが国の医療の標準となり、患者の価値観と希望を尊重した患者中心医療の実現に努めることを目的とする。その実現のために、以下の施策を推進する。

1. 事業の内容

(1) 診療ガイドラインの作成支援

わが国の医療環境に適した診療ガイドライン作成方法の提案等により、学会等の診療ガイドライン作成団体への継続的な支援を推進する。そのために、診療ガイドライン作成マニュアルの改訂を行い、改訂版マニュアルを公開する。

また、診療ガイドライン作成グループを対象とした作成方法関連ワークショップを継続して実施する。GRADEセンターとしては、上記ワークショップ等によりGRADEアプローチの普及を一層推進する。さらに、国際的に用いられている診療ガイドライン作成ツールの活用を検討する。

(2) 診療ガイドラインの評価・選定および公開

診療ガイドラインデータベースを充実させるために、わが国で作成・発行された診療ガイドラインを網羅的に検索し、所定の選定基準を用いた評価・選定を継続する。診療ガイドライン評価については、Web会議を導入し、効率化を図る。

また、選定された診療ガイドラインの書誌情報をインターネットを通じて広く提供するとともに、著作者の許諾が得られた診療ガイドラインについては本文を公開する。診療ガイドラインの公開前評価(ガイドライン草案の段階で質を評価)を実施し、その結果をフィードバックすることによって診療ガイドラインの最終化に向けた質向上を支援する。

(3) 診療ガイドラインの活用促進

ガイドラインの普及・活用やその評価、改訂作業などに関して、診療ガイドライン作成者が参照できる資料を作成し、Minds ガイドラインライブラリに公開することで、本領域に関する普及啓発・支援を行う。

また、臨床の場で診療ガイドラインが適切かつ効果的に活用されるために、電子カルテ等の ICT を用いたガイドラインの活用のあり方などに関して有識者と検討を重ね、今後の取り組みに関する具体的な方向性を提示する。なお、各種イベントの開催や外部組織との連携についても継続して行い、患者・市民や幅広い医療関係者に向けた診療ガイドラインの普及啓発に努める。

(4) 患者・市民の支援

診療ガイドラインに患者の価値観・希望を反映するための手法について、調査・取りまとめを行い、作成グループに情報提供する。

診療ガイドライン作成過程への患者・市民参画を促進するため、患者・市民参画の意義等を伝えるワークショップを企画・実施し、修了者をネットワーク化するとともに、作成グループに入る患者・市民委員向けには、研修の実施やその他のサポートについて検討を進める。診療ガイドラインに関する情報を患者・市民に提供するため、ガイドライン解説等の収集・ウェブ掲載を行う。

(5) 国際活動

GIN (Guidelines International Network)、CC (Cochrane Colloquium)、GRADE ミーティング等に参加することにより、診療ガイドラインに関する最新動向を把握し、作成者や利用者に向けて情報提供する。

(6) 第3期事業(2021年度～)の検討

これまでの事業実績の振り返りや国内外の動向等を踏まえ、事業ビジョンや目指すべき成果目標の設定およびそれを実現するための実行体制を検討するとともに、関係団体や関連する厚生労働科学研究班との連携などについても幅広く検討して、第3期事業(2021年度～)の事業構想を企画・検討し、具体化を図る。

2. 運営委員会・部会等の開催

(1) 運営委員会

・ EBM 医療情報事業運営委員会 2 回

(2) 部会

・ 部会長連絡会議 4 回
・ 診療ガイドライン選定部会 4 回
・ 診療ガイドライン作成支援部会 4 回
・ 診療ガイドライン活用促進部会 4 回
・ 患者・市民支援部会 4 回

(3) 専門部会

- ・診療ガイドライン評価専門部会 16回

(4) その他 WG・検討会等

WG・検討会等については、必要に応じて企画・開催する。

【4】医療事故防止事業

医療事故防止事業については、医療事故の発生予防や再発防止を推進するため、医療事故情報およびヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析・提供を一層推進する。併せて、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業についても推進する。

I. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2020年度予算額 93,748千円

1. 事業の概要

医療事故の発生予防や再発防止を推進することを目的として、医療事故情報収集・分析・提供事業およびヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業、医療安全情報提供事業を行う。分析結果は、報告書、年報および医療安全情報として取りまとめ、事業参加医療機関、関係団体、行政機関等に送付するとともに、ホームページへの掲載や記者発表により広く社会に向けて公表する。

また、質の高い医療事故情報の報告や、報告書等の活用促進を目的として、本事業に参加している医療機関における医療安全の担当者に対する教育・研修等を実施する。

2. 医療事故情報収集・分析・提供事業

(1) 医療事故情報の収集

法令に定める報告義務対象医療機関および事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、インターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて医療事故情報を収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査（訪問調査）を行う。

(2) 医療事故情報の分析

医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回定期的に開催し、収集した医療事故情報の分析および四半期毎に公表する報告書の作成等を行う。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、分析する。また、ヒヤリ・ハット事例と併せて分析する。

(3) 情報の提供

収集・分析した内容を、以下の情報として医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。

ア、報告書・年報

報告書（四半期に1回）や年報を作成し、公表する。報告書や年報は、本事業に参加している医療機関、関係団体、行政機関等に対して送付するとともに、本事業のホームページに掲載する。

イ、医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回の頻度で作成し、事業に参加している医療機関および送付を希望する病院にファックスで提供するとともに、広く社会における情報共有を図るため本事業のホームページにも掲載する。

ウ、事例データベース

報告された医療事故情報は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業

（1）ヒヤリ・ハット事例の収集

ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加する全ての医療機関から発生件数情報を、また、そのうち事例情報の報告を希望する医療機関からはヒヤリ・ハット事例情報を収集する。さらに、歯科で発生したヒヤリ・ハット事例の収集について、厚生労働省と調整する。

（2）ヒヤリ・ハット事例の分析

報告されたヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じく四半期毎に事例を集計し、医療事故情報と併せて分析する。

（3）ヒヤリ・ハット事例の提供

収集したヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくホームページや報告書・年報において情報提供し、広く活用されるよう促す。

4. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

5. 報告項目の検討

事業開始後15年が経過したことから、現在の医療を取り巻く環境に対応し、事業参加医療機関が報告しやすい環境を整備するため、事例報告システムの報告項目などの改修に向けて検討する。

6. 医療安全に関する研修・講演等

(1) 研修

事業に参加している医療機関を対象として、本事業の実績や事例の分析方法を解説することにより、報告書や医療安全情報の活用の促進や、医療事故情報やヒヤリ・ハット事例情報の報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演

医療機関や関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

7. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書、医療安全情報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年4回開催する。

II. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業：2020年度予算額 71,348千円

1. 事業の概要

医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に参加している薬局から事例を収集し、分析、提供する。

2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析および提供

(1) 参加を希望する薬局の登録

本事業への参加を希望する薬局の登録作業を円滑に進める。

(2) 事例の収集

本事業に参加している薬局から、薬局で発生した事例や、疑義照会等、薬局で発見された事例を収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いる。

(3) 情報の分析・提供

医療安全の専門家等で構成される会議を開催し、収集した事例の分析および半年毎の報告事例を取りまとめた報告書等を作成する。これらをホームページに掲載し、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。

ア、報告書・年報

報告書は、半年間に報告された事例を集計し、作成、公表する。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、薬剤師や医療安全の専門家で構成される委員により分析する。また、年報は、1年分の事例を集計し、作成、公表する。

イ、共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を、毎月3事例選定し、ポイントを付してホームページに掲載する。

ウ、事例から学ぶ

報告書で分析した各テーマについて、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例や事例のポイントをまとめたものを「事例から学ぶ」として作成し、公表する。

エ、事例データベース

報告された事例はホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

4. 事例報告管理システムの整備

参加薬局数、報告件数の増加に対応し、報告事例の管理・集計等を円滑に行い、有用な情報提供を継続的に行うため、システムを改修する。

5. 医療安全に関する講演等

(1) 研修

本事業に参加している薬局を対象として、本事業の実績や事例の分析方法を解説することにより、提供している情報の活用を促進することや、報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演

薬局や関係団体、行政機関等が主催する講演会や研修会などにおける講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

6. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書・年報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援する総合評価部会を年2~3回開催する。

【5】認定病院患者安全推進事業

1. 事業概要

認定病院患者安全推進協議会は、病院機能評価の認定を取得した病院の有志が主体となって、患者安全の推進を目的に2001年4月に組織化された。患者安全に関して緊急性の高い課題に応じた部会等を設置し、種々検討を行うとともに、セミナー等の開催や患者安全推進ジャーナルを発刊するなどの活動を通して日本全国の病院における患者安全の推進に寄与している。

2. 会員病院数と年会費

2019年12月末の協議会会員病院数は、1,361病院である。

(認定病院数2,168病院、入会率約63%)

2020年度は、会員病院数1,400病院を目標に協議会活動の広報を行う。

年会費は引き続き60,000円とする。

3. 委員会・部会等

(1) 委員会

事業計画や部会の設置等について審議するために運営委員会を年間2回開催する。また、協議会の活動方針の決定、各部会間の連携を促進するために企画調整会議を適宜開催する。

(2) 部会、検討会

課題に応じた活動を展開するために部会を置き、2020年度は、前年度に引き続き以下の5つの部会および2つの検討会を設置する。各部会を年間3回、また検討会を2回開催する。

(部会)

- ①薬剤安全部会、②検査・処置・手術安全部会、③施設・環境・設備安全部会
- ④教育プログラム部会、⑤ジャーナル企画部会

(検討会)

- ①CVC検討会、②院内自殺の予防と事後対応に関する検討会

4. セミナー・フォーラム等の開催

(1) セミナー等

各部会および検討会ごとに、グループワーク形式のセミナーやシンポジウム等を2回開催し、患者安全に関わる様々な情報や活動成果等を会員病院に向けて発信する。

(2) 地域フォーラム

各地域で積極的に患者安全活動に取り組んでいる病院に幹事病院として協力いただき、年間2回開催する。広く会員内外に協議会の活動成果を還元するほか、患者安全に関わるテーマを選定し情報共有を図る。

(3) 全体フォーラム

年間の協議会活動全般を総括して会員に情報発信するとともに、患者安全に関わるテーマを選定したシンポジウムを含む数百名規模のフォーラムを1回開催する。

5. 情報発信・活動成果の還元

(1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発刊

患者安全に関わるテーマを選定した特集記事をはじめ、全国各地域の会員病院での工夫や改善事例などを「患者安全推進ジャーナル」として取りまとめ、年間4回発刊する。会員病院には毎号3冊無料で送付するほか、会員外には申込により有料で頒布する。また、テーマを絞ったジャーナル別冊を年1回発刊する。

(2) ホームページ

情報発信の場として、ホームページを活用する。閲覧しやすいよう順次改修を行いながら、内容を更新していく。

(3) 提言等

各部会・検討会で検討した成果を必要に応じて取りまとめて情報発信を行う。

(4) 教育プログラム開発

活動成果等を総合的に検証しつつ、教育プログラムの開発を継続的に行う。

【6】教育研修事業

一部厚生労働省補助金事業：2020年度 予算額 14,428千円

1. 事業概要

医療の質の向上のために継続的な質改善活動を実現するためには、病院に所属する個人が医療の質・安全に関わる体系的な知識やスキルを習得し実践に活かすことが不可欠である。病院機能評価における組織全体への支援のみならず、医療に携わる個々人に適切な教育プログラムを提供し、それぞれの環境や立場において十分に役割を果たすことができるよう「個への教育」の体制整備を進めている。

2. 委員会・部会の開催

教育研修事業に関わる事項の検討や審議のため運営委員会を年間2回開催する。また、継続的に開催している教育研修のコンテンツや新たなプログラムの開発について検討するための検討部会を設置し、年間2回開催する。また、医療対話推進者や医療クオリティ マネジャーの認定・更新に関わる事項を審議するための認定・更新審査部会を年2回開催する。

3. 継続的な学習体制の提供

病院等に所属する医療者が学習を継続できる環境、仕組みを整備するとともに、各種の研修プログラムを順次見直ししながら内容の充実を図る。(図1)

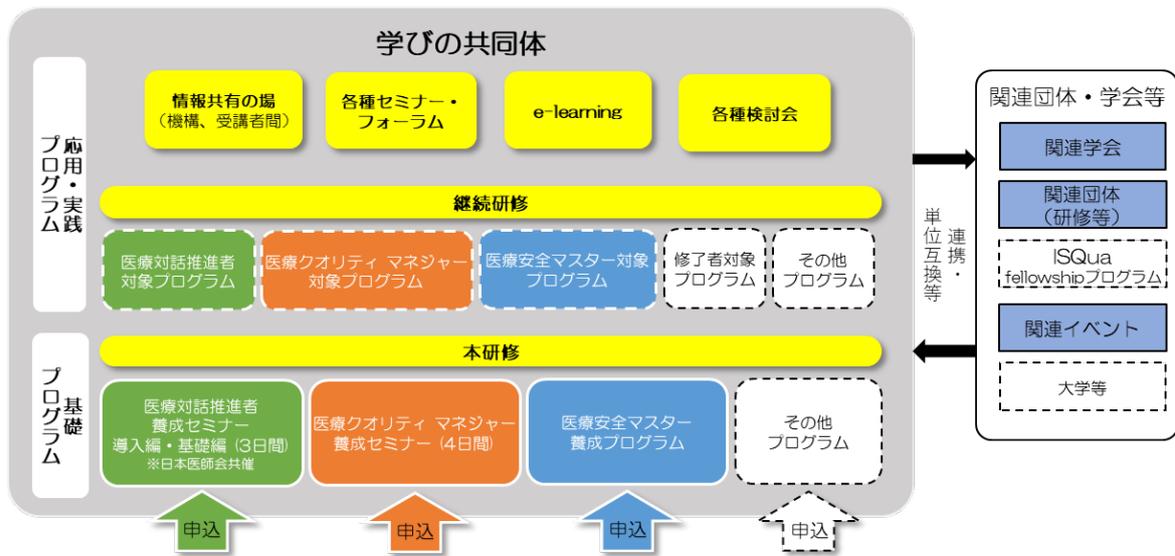


図1：継続的な学習の促進と質の維持・向上の仕組み（概念図）

(1) 医療クオリティ マネジャー養成セミナー（基礎プログラム）の開催

病院内の継続的な質改善活動の中心的な役割を担う「医療クオリティ マネジャー」を養成するセミナーを2012年度から継続して開催しており、受講者の合計は1千名を超えている。本セミナーでは、前半2日間、後半2日間に分けて、医療の質に関する基本的な知識や、情報の分析スキル、マネジメントスキルを習得し、実践的な活動に繋がるよう多職種によるグループワークを多く取り入れている。合計4日間のセミナーを年間3回開催し、合計180名を養成する。

なお、研修修了者の継続的な学習、質改善の実践を支援するために、2019年度から継続的な学習と質改善活動実践の支援を目的に3年毎の認定の仕組みを導入した。2019年12月末時点の認定者数は、47名である。

(2) 医療対話推進者養成セミナー（基礎プログラム）の開催

患者・家族と医療機関の職員との間で生じる問題等について、対話を通じて協働的かつ柔軟な解決を図る「医療コンフリクトマネジメント」という考え方に基づいて、認定病院患者安全協議会において研修プログラムを開発した。

2004年度から「医療コンフリクト・マネジメントセミナー」の名称で研修を開始した後、2013年1月に厚生労働省から出された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に準拠して、2013年度から「医療対話推進者養成セミナー」の名称に変更するとともに、日本医師会との共催として継続的に研修を開催している。

医療対話の基礎知識等を学ぶ1日の導入編を3回、少人数のグループワークやロールプレイで対話スキルを学ぶ2日間の基礎編を7回開催する。導入編および基礎編を合わせて受講する者を240名養成する。

なお、2015年からは導入編と基礎編の両方を修了した者を医療対話推進者として認定し、継続的な学習やスキルの維持向上を支援しながら3年毎に更新する仕組みを導入した。2019年12月末時点の認定者は、1,306名である。

(3) 医療安全マスター養成プログラムの実施

医療安全部門の責任者、専従者を主な対象として、院内の実務や教育の質を更に高めていくことを目的に、2日間の実践的な研修を実施する。年間2回開催し、合計100名の参加を見込む。

(4) 継続研修（応用・実践プログラム）の実施

医療クオリティ マネジャー養成セミナー、医療対話推進者養成セミナー修了者、医療安全マスター養成プログラムの修了者を対象とした研修を開催する。

- ・医療クオリティ マネジャー養成セミナー修了者向け 2回
- ・医療対話推進者養成セミナー修了者向け 4回

(5) eラーニングシステムの効果的な運用とコンテンツ充実

eラーニングシステムを活用したセミナー前から後に至る学習の継続的な支援を実現するため、新たな学習コンテンツの作成を行い、内容の充実を図る。

3. セミナー修了者を対象とした認定・更新制度の運用

継続的な知識の習得とスキルの維持向上を支援することを目的として、医療クオリティ マネジャー養成セミナーおよび医療対話推進者養成セミナーの修了者を対象とした認定・更新制度を円滑に運用する。

4. 新たな研修プログラムの開発・実施

- (1) 医療安全を担当している医師を主たる対象として、医療安全に特化した研修を企画し開催する。
- (2) 医療者を対象とする教育の未来への展望について、幅広く意見や提案を共有する場を企画し教育研修フォーラム（仮称）を1回開催する。
- (3) 研修プログラムの開発に関わる情報を継続的に多方面から収集し、今後の研修企画に活用する。

5. 特定機能病院管理者研修の実施（厚生労働省補助金事業）

特定機能病院の管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理者を対象に特定機能病院管理者研修を実施する。本研修は、厚生労働省の委託を受けて2017年度から実施しており、初回受講者および継続研修受講者合わせ2019年度までの3年間の延べ受講者は871名（見込み）である。

2020年度も公募に応募して採択された場合は、初回受講者向けの1日研修を2回（合計100名）、2019年度以前の受講者を対象とした2日間の継続研修を4回（合計300名）開催する。

【7】その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 医療の質向上のための体制整備事業

厚生労働省補助金事業：2020年度予算額 47,629千円

(1) 本事業の目的

医療の質向上のための体制整備事業は、医療の質向上のための具体的な取り組みの共有・普及、臨床指標等を用いた医療の質向上活動を担う中核人材の養成、根拠に基づく医療を実践する等のための臨床指標等の標準化、臨床指標等の評価・分析支援等を通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

(2) 本事業の運営体制

ア、医療の質向上のための体制整備事業運営委員会（医療の質向上のための協議会）の運営

本事業の円滑な実施を図るため、医療の質向上のための体制整備事業運営委員会（医療の質向上のための協議会）を開催し、必要な事項について審議する（3回/年）。

イ、部会の運営

QI活用支援部会およびQI標準化部会を開催し、関連事項を検討・実施する。必要に応じて合同で部会を開催する（各4回/年）。

ウ、QIコンソーシアムの運営

本事業に参加する医療機関等をQIコンソーシアムと称する。QIコンソーシアムでは医療機関等が質改善活動を実践し、事務局はそれらの活動を支援する。また、QIコンソーシアム活動報告会を開催し、好事例の共有等を行う（1回/年）。

(3) 事業内容

以下の事項について運営委員会（協議会）であり方を検討し、その議論を踏まえてこれらの取り組みを適切に行う体制を整える。

ア、医療の質向上のための取り組みの共有・普及

前年度開発した改善支援パッケージを検証するために、協力病院に対しパイロット事業を行う。パイロット事業では具体的な改善テーマのもと、医療の質の改善に関する研修や実際の改善活動の継続的な支援を行う。改善成果はQIコンソーシアム活動報告会で発表・共有する。また、パイロット事業の成果を踏まえて、改善支援パッケージの改定を行う。

イ、中核人材の養成

上記（ア）のパイロット事業に参加する協力病院の改善チームに対し、医療の質改善を行うにあたっての組織的な準備および改善活動の実践ステップに関する知識・スキル等を習得するための研修を実施する。

研修後は、チームが医療現場に戻って改善活動を実践し、その進捗状況や改善成果等の定期的な報告を受け、適切な助言を行うなど、継続的な研修の仕組みとする。また、これらの方法論等を取りまとめ、研修カリキュラムや運営マニュアルを作成する。

ウ、臨床指標等の標準化

根拠に基づく医療の実践度合い等を可視化するために、テーマごとに臨床指標等の項目の検討・策定、集計方法や裏付けとなるエビデンスの整理等を行い、Web等を通じてわかりやすく情報提供する。また、測定データの収集、分析、病院へのフィードバックのあり方や公表のあり方等を検討する。

エ、臨床指標等の評価・分析支援

各病院で臨床指標等を評価、分析し、改善につなげていく活動を支援するために、医療機関のトップマネジメント層向けの啓発セミナーを企画する。

オ、その他

診療ガイドラインの推奨に基づく指標を収集・整理し、臨床現場での活用方法等を検討する。また、海外の関連情報を収集し、精査のうえ、本事業への反映を検討する。

2. e-ラーニング

厚生労働科学研究：2020年度研究費 1,140千円

(1) 研究の概要

医学教育の充実や医療の質の向上を図るには、卒前・卒後教育、生涯教育など各フェーズにマッチする医学教育コンテンツ(ケースシナリオに基づくシミュレーションコンテンツ)が必要である。

本研究は、生涯教育の部分に着目し、インタラクティブなプラットフォームを構築し、医学教育コンテンツを完備して、広く利用できる体制が整備されるように、シミュレーションコンテンツの開発戦略および広く利用できる体制について提言することを目的としている。

(2) 医学教育コンテンツの作成

ア、医学教育コンテンツに使用するプラットフォーム

本研究で試作したコンテンツは、ムードルをプラットフォームに使用した。ライセンス契約料やソフト料が無料であり、小テスト機能、参考資料のURL機能、フォーラム機能、学習管理機能等デフォルト機能が充実しているなどの利点があり、また、アルゴリズムを構築することにより、双方向性の確保が可能であることから、ムードルを使用してコンテンツを作成する。

イ、シナリオの作成およびシナリオ作成の留意点の取りまとめ

理想とする医学教育コンテンツは、①双方向性、②参加型・体験型、③学習意欲を鼓舞する、④より臨床に近い、⑤EBM との連携、⑥体系的・統一的、⑦音声データ・動画・画像診断、⑧文献・ガイドライン、⑨幅広く利用される(スマートフォンでも学習可能)である。

このため、シナリオの作成およびシナリオを作成する際の留意点を整理することが重要であることから、前年度の研究では、臨床推論、EBM の応用、音声・動画を駆使した、4 疾患のモデルシナリオおよびモデルシナリオ作成の留意点を作成した。今後、さらに数疾患のシナリオを作成し、シナリオ作成の標準化について提言する。

ウ、シナリオのコンテンツ化

作成したシナリオをムードルに搭載しコンテンツ化させる。完成したコンテンツを実際に医師・医学生が使用して、利用後のアンケート調査を実施し、コンテンツ作成の留意点の作成に繋げる。

エ、医学教育コンテンツの症例数

common disease を網羅するという観点から、初期臨床研修「臨床研修の到達目標」の、経験すべき疾患をベースにシナリオを作成する。88 疾患、35 症状がリストアップされているが一部作りにくそうな症状も考慮して、1 症状 2 疾患という概算で最大 50~60 のシナリオが必要となると考えている。

(3) 普及に向けての整備

ア、医学教育コンテンツ作成の整備

common disease を網羅した医学教育コンテンツを作成するためには、拠点等の体制整備が必要となることから、拠点にはどのような環境が求められるかを検討する。また、教育研修体制の構築等も重要であることから、これらの体制づくりについても検討する。

イ、ライブラリーの整備

広く利用されるためには、作成した医学教育コンテンツを収載し、容易にアクセスできるサーバーの設置が必須となることから、サーバーのスペックや管理体制等を検討する。

ウ、医学教育コンテンツの利用の体制整備

継続的に医学教育コンテンツが広く利用され、メンテナンス(バージョンアップも含む)を適切に行うためには、医学教育コンテンツの利用の体制整備が必要である。大学、医学教育学会等と連携を図った体制について提言する。

3. 国際連携の推進

2020年8月30日～9月2日にフィレンツェ（イタリア）で開催される、第37回「国際医療の質学会 学術総会」に出席し、学会に参加する海外の専門家、様々な団体との交流を通じて「医療の質と安全の向上」に関わる世界各国の最新情報を収集するとともに、相互の交流を深め、今後の事業の検討や開発に活用する。

4. 広報活動の推進

引き続き、評価機構のWebサイト、各種リーフレット、記者会見の開催等により、適時に各事業の情報発信を行う。

5. 業務運営の質の向上

評価機構の業務運営全般に亘る質改善プロセスの確立とリスク管理の強化を推進する。業務の効率性、生産性向上のためIT技術の活用を含めて業務の継続的な見直しを行う。また、引き続き人材の育成に注力し、職員の成長を通じて創造的で自由闊達な組織文化の醸成を図る。

6. 財務基盤の整備

安定的な事業運営には強固な財務基盤が不可欠であることを踏まえて、経費の縮減に努めるとともに、計画的に特定費用準備資金等を積み立てるなど、中長期的な視野で基盤を強化して、積極的な事業展開や職員が活力をもって働ける環境の整備などを進める。

7. 機構職員数 ()は出向者(内数)

(2020年1月1日現在 産休等休職者を除く)

区 分	常勤	契約	派遣	計	客員研究 主幹、客 員研究員	事務補佐 員、非常 勤	合計
財団	2 (1)			2			2
統括調整役	2			2			2
総務部	8 (1)		3	11	2		13
評価事業推進部	15 (3)	1	3	19	3	1	23
評価事業審査部	20		4	24	1		25
教育研修事業部	9		3	12			12
産科医療補償制度 運営部	37 (11)	9	11	57	21	4	82
EBM医療情報部	8		3	11	4		15
医療事故防止事業 部	3	3	3	9	1	3	13
合 計	104 (16)	13	30	147	32	8	187